

平成30年7月豪雨の被災者の皆さんへのお知らせ



問被災者支援本部（危機管理室内） ☎086-803-1082

平成30年7月に発生した西日本豪雨の被災者の皆さんに心よりお見舞い申し上げます。市で行っている支援の状況についてお知らせします。

まだ申請手続きをされていない人は、お早めに手続きをお願いします。なお、支援内容には申請期限が近いものがありますので、ご注意ください。

※各区役所へは代表電話（☎086-803-1000）からおつなぎします。

	支援内容	申請期限など	窓口	電話番号
り災証明	一般のもの（住宅）	り災証明書は、被災に対する各種の支援を受けるときに必要です。	各区役所市民保険年金課※ 各支所総務民生課	14ページ下段参照
	事業用（店舗・工場・事務所等の建物や設備、資材、商品等） ※住宅を除く	各支援制度には期限がありますので、利用を検討されている人は、お早めにり災証明書を申請してください。	産業振興・雇用推進課	☎086-803-1325
	農水産業用の施設（ハウス、倉庫等）、機械等	り災日から月日が経過すると、被災状況の確認および証明が困難になる場合があります。	各区役所農林水産振興課※ 各支所産業建設課	14ページ下段参照
申請期限が近いもの	損壊家屋の解体・撤去	6月28日まで。	環境事業課	☎086-803-1297
	土砂混じりがれきの撤去	6月28日まで。		
	住宅の応急修理制度	6月28日まで。 ※以降の申請については別途ご相談ください。	建築指導課 住宅課	☎086-803-1446 ☎086-803-1466
	災害援護資金の貸付	6月28日まで。		
	被災者生活再建支援金	基礎支援金＝災害のあった日から13カ月の間（8月4日まで）。 加算支援金＝災害のあった日から37カ月の間（令和3年8月4日まで）。	各区役所市民保険年金課※ 各支所総務民生課	14ページ下段参照
	後期高齢者医療保険料の減免	4月～6月までの3カ月間に相当する保険料を対象として減免（既に災害減免の申請書を提出済みの人は再度の申請不要）。新規申請は9月30日まで。	医療助成課	☎086-803-1217
	保育料・幼稚園授業料等の減免	4月～6月までの保育料・幼稚園授業料等を対象として減免（平成30年度中に入園していて災害減免の申請書を提出済みの人は再度の申請不要）。4月以降の新たな入園者は9月30日までに申請が必要。	就園管理課	☎086-803-1432
	保育園・認定こども園の一時預かり利用料の補助	4月～6月までの利用料を対象として補助。 9月30日が申請期限。	（公立） 幼保運営課 （私立） 保育・幼児教育課	☎086-803-1227 ☎086-803-1228
	幼稚園授業料・預かり保育利用料の補助	4月～6月までの利用料を対象として補助。 9月30日が申請期限。	保育・幼児教育課	☎086-803-1228
	認可外保育施設利用料の補助			
緊急的な一時預かり利用料の補助	4月～6月までの利用料を対象として補助。 9月30日が申請期限。	こども園推進課	☎086-803-1430	
市独自の融資支援制度（事業用）	令和2年1月31日まで。	産業振興・雇用推進課	☎086-803-1325	
お早めの手続きをお願いしたいもの	国民健康保険料の減免	4月～6月までの3カ月間に相当する保険料を対象として減免（既に災害減免の申請書を提出済みの人は再度の申請不要）。	各区役所市民保険年金課※ 各支所総務民生課	14ページ下段参照
	国民健康保険の窓口負担分の免除	6月30日までは窓口負担免除（既に一部負担金等免除証明書の所持者は再度の申請不要）。		
	介護保険料の減免	4月～6月までの3カ月間に相当する保険料を対象として減免（既に災害減免の申請書を提出済みの人は再度の申請不要）。	介護保険課	☎086-803-1242
	介護サービスの利用料の減免	6月30日までは利用料が免除（既に減免認定証の所持者は再度の申請不要）。		☎086-803-1241
	障害福祉サービス等の利用料の減免	6月30日までは利用料が免除（既に減免の申請書を提出済みの人は再度の申請不要）。	障害福祉課	☎086-803-1235
	後期高齢者医療保険の窓口負担分の免除	6月30日までは窓口負担が免除（既に一部負担金免除証明書の所持者は再度の申請不要）。	医療助成課	☎086-803-1217
義援金・見舞金	お早めに手続きしてください。	福祉援護課	☎086-803-1717	
市税証明手数料の免除	当分の間継続。	税制課	☎086-803-1166	
住民票の写し・印鑑登録証明書手数料の免除	当分の間継続。	区政推進課	☎086-803-1033	